平成２３年（フ）第８５号
青森県上北郡東北町旭北３丁目31番地1068
債務者　千葉　麗真
1　決定年月日時　平成24年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第８９号
青森県十和田市大字大不動字山中12番地１
まことホーム
債務者　松坂みどり
1　決定年月日時　平成24年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第１６３号
北海道室蘭市祝津町１丁目６番13号、前住所北海道室蘭市祝津町２丁目３番３号
債務者　平川　修一
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１７５号
北海道室蘭市白鳥台２丁目６番３―504号、前住所北海道室蘭市絵鞆町３丁目15番９号
債務者　宮嶋　祥史
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１８０号
北海道室蘭市小橋内町１丁目19番18号、前住所北海道室蘭市高砂町２丁目12番15号
債務者　松原　真樹（旧姓伊東）
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第５６号
北海道沙流郡平取町字去場26番地８
債務者　楠　　年和
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第１２３０号
仙台市青葉区栗生３丁目11番地の６　コーポ新屋敷Ⅰ―203
債務者　及川　祐美
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１２３２号
仙台市泉区将監９丁目１番６―102号
債務者　小田切ちづ子
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３１５号
長野県松本市清水２丁目８番53号
債務者　岩谷　一美
1　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第３１６号
長野県木曽郡上松町大字荻原2404番地１　木曽寮
債務者　今井　玉雄
1　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第４５２号
愛知県稲沢市祖父江町山崎土井平82番地１
都築紡祖父江コーポ101
債務者　佐藤　敏康
1　決定年月日時　平成24年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４５３号
愛知県稲沢市祖父江町山崎土井平82番地１
都築紡祖父江コーポ101
債務者　佐藤　清美
1　決定年月日時　平成24年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１０３９号
広島市佐伯区八幡東２丁目19番７号
債務者　永見　蓉子
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３７０号
広島市佐伯区皆賀４丁目19番46―201号
債務者　野間　大介
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４０６号
広島市南区南蟹屋１丁目３番36―305号
債務者　小早川裕美
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４２５号
広島市南区比治山町１番22―802号
債務者　水町　真弓
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３１号
香川県高松市屋島西町2479―21　コンドミニアム屋島302号室、住民票上の住所香川県さぬき市小田1993番地
債務者　森下　武義
1　決定年月日時　平成24年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係